

第 51 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 29 年 11 月 2 日 (木) 14 : 00～16 : 05

2. 開催場所

NBF ユニックスビル 8 階第 1 会議室

3. 出席者

【評 議 員】 五十嵐評議員、大村評議員、吉川評議員、白石評議員、
南波評議員、藤原議長、渡邊武評議員、渡邊泰夫評議員、
(五十音順)

4. 議題

- (1) 平成 28 年度事業報告について
- (2) 平成 30 年度保険料率について
- (3) インセンティブ制度について
- (4) 保険者機能強化アクションプランについて
- (5) その他 健康保険委員表彰について

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 8 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 平成 28 年度事業報告について

評 議 員 協会けんぽの平均保険料率 10%よりも保険料率が高い健康保険組合はどのくらいあるのか。

事 務 局 健康保険組合の約 2 割が協会けんぽの平均よりも高い保険料率である。

評 議 員 隣県の山形支部のジェネリック使用割合が高いようだが、何か理由があるのか。

事 務 局 現時点では分析できていない。

評 議 員 福島支部のジェネリック医薬品使用割合が伸びないのは、いわき・双相地区の使用率が低いことが原因なのか。

事 務 局 いわき・双相地区の使用率が低いことも一因である。東日本大震災による被災者の「健康保険一部負担金免除証明書」を更新する際に、ジェネリック医薬品への切り替えをお願いするチラシを同封している。効果が上がれば良いと考えている。

評 議 員 北海道・東北ブロック評議会では、ジェネリック医薬品の使用が進まない要因として、子ども医療費無料化などの自治体の施策による影響を挙げた支部があったが、福島支部としてはどう考えているのか。

事 務 局 自治体の施策に対して意見を述べる立場にはないが、加入者に対してはジェネリック医薬品に切り替えることで保険財政に好影響を与えるという意識づけをしていきたいと考えている。

(2) 平成 30 年度保険料率について

評 議 員 資料 2-4「今後の保険料率に係るシミュレーション」については、賃金上昇率 0.6%と 0%で試算しているが、これについての根拠はあるのか。

事 務 局 資料 2-2 の 5 頁にあるとおり、協会けんぽの被保険者一人当たりの標準報酬月額伸び率についての過去 5 年間の平均値である 0.6%を用いたものと考えられる。

評 議 員 中小企業の経営者は感覚を大切にしている。賃金上昇率 0.6%を想定した試算は保守的かつ役人的ではないか。

評 議 員 被保険者数については、今後それほど伸びないと見込んでいるのか。

事 務 局 日本年金機構による事業所や短時間就労者などの適用拡大等の要因により被保険者数が増加しているものと考えられるが、将来にわたってこの状況が続くことはないのではないか。

① 平成 30 年度保険料率についての意見等

評 議 員 協会けんぽは過去に準備金が枯渇した経験から保険料率の引き下げに慎重になっているのではないか。保険料率を引き下げ被保険者の可処分所得を増やすことでの経済効果や年金の保険料率が上昇している現状等を総合的に判断すると、健康保険料率は引き下げてもいいのではないか。将来のことも大切だが、現在加入している被保険者の理解を得られるようにすべきである。

評 議 員 準備金が積み上がると国庫補助率が引き下げられるのではないか。

- 事務局 保険料率を引き下げただけの余裕があると判断される可能性もある。協会けんぽの財政を考えると、準備金は決して潤沢にあるわけではない。
- 評議員 政治的な要因については、それほど心配する必要はないのではないか。
- 評議員 準備金が積み上がっているのだから保険料率は引き下げるべきである。5年先10年先のことを考えるのではなく、単年度で判断すべきである。
- 評議員 中小企業では賃金がそれほど上がらないと予想されるため、保険料率10%を維持した方がよいのではないか。
- 評議員 昨年は保険料率を引き下げるべきとの意見を提出した。昨年よりも経済状況が改善しているのだから、来年度も保険料率を引き下げるべきである。
- 評議員 団塊の世代が更に高齢化する際の保険財政は問題になるかも知れないが、現状では保険料率を引き下げるべきである。
- 評議員 中小企業は定期昇給こそあるものの、ベースアップは考えられない状況にある。また、賃金が上昇している実感もない。保険料率を引き下げるべきか10%を維持すべきかについては判断しかねる。
- 評議員 健康保険制度を安定的に運営することは大前提ではあるが、保険料率を引き下げる余裕があるのであれば引き下げるべきである。

評 議 員 数年は財政的に安定する見込みであるため、保険料率を引き下げるべきである。社会情勢は年々変化するが、一年ごとの判断を大切にしていきたい。

議 長 保険料率についての意見は、「引き下げるべき」6人、「料率10%維持」1人、「判断つかず」1人となった。（1人欠席）

② 激変緩和措置についての意見等

議 長 激変緩和措置は3年かけて解消するというのでよろしいか。
(評議員 了承)

③ 保険料率の変更時期についての意見等

議 長 保険料率の変更時期については、平成30年3月分保険料、平成30年4月納付分からでよろしいか。
(評議員 了承)

(3) インセンティブ制度について

事 務 局 インセンティブ保険料率0.01%とは、標準報酬月額28万円の被保険者のケースでは年間336円、事業主と被保険者の折半で考えるとそれぞれ168円程度のイメージである。

評 議 員 インセンティブ制度は、協会けんぽの職員にとってやりがいがあることではないか。

評 議 員 インセンティブ制度によって大幅に保険料率が下がり恩恵を受けるのは、規模の小さな支部ばかりではないか。

評 議 員 インセンティブ制度については、資料のとおり取り組んでいただく
ということによろしいか。

(評議員 了承)

(4) 保険者機能強化アクションプランについて

評 議 員 保険者機能強化アクションプランにおいて、PDCAサイクルのCチ
ェック機能は評議会が担うこととなるのか。

事 務 局 チェック機能は評議会の役割である。

(5) その他 健康保険委員表彰について

健康保険委員表彰について事務局から説明。

6. 付記事項

・傍 聴 者 2社 (福島民報社、福島民友新聞社)